

# EPO、優先権主張に関する注目すべき審決

## 1. 背景

- 審判事件: T0844/18
- 対象特許: EP2771468
- 特許権者: The Broad Institute, MIT, Harvard College
- 対象特許の経過/争点
  - (経過) 米国仮出願 ⇒ (米国仮出願に基づく)PCT出願 ⇒ 欧州移行 ⇒ 登録
  - (争点) ・基礎となる米国仮出願は、当該仮出願を基礎としたPCT出願よりも多くの出願人を含む。
    - ・PCT出願の出願人から除外された出願人が、PCT出願の出願人に優先権を主張する権利を移転しなかった。
    - ・『**対象特許の優先権主張は有効か否か**』

## 2. 結論

- EPO審判部は、「**対象特許の優先権主張は正当ではない。対象特許の全クレームに係る発明は新規性欠如により無効である。**」と認定。
- 審判部は拡大審判部に質問を付託しなかった。
- 今回の審判部の決定理由は後日書面で公表される。

## 3. コメント

- **Article 87(1) EPC**は、パリ条約、または、WTOの加盟国において、特許出願をファイルした者、又は、その承継人は、同じ発明に関しEP特許出願をファイルする目的で、最初の出願の出願日から12ヶ月間の優先権を享受するものとする旨、規定している。**Article 87(1) EPC**における「承継人」への言及は、後の出願の出願日前に優先権を移転しておくことを求めていると一般に解釈されている(T205/14)。
- 今回の審決により、**後の出願の出願日の時点で優先権主張をした出願人が優先権主張をする権利を有していない場合、当該優先権主張は無効と認定されることが明確にされた。**
- **出願の承継(または優先権それ自体の移転)は、後のEP特許出願日の前になされていなければならない。**
- 関連国内規定下で、その移転が有効なものでなければならない。この移転の証拠は、後日にファイルされてもよい。  
※優先権主張の権利移転の有効性は国内法の問題である旨、EPOは示している(T 1008/96、Guidelines, A-III, 6.1参照)。